



浜田林業部トピックス(6月号)



TOPICS 1

西条柿生産者にツキノワグマ対策講習会を実施

5月19日、6月10日に浜田市三階町の西条柿生産者に向けて浜田市と合同でツキノワグマ被害対策の講習会を実施しました。

近年、三階町の西条柿園ではツキノワグマによる被害が発生しており、昨年度、緊急的に県や市の電気柵を貸し出して効果を上げたため、生産者が電気柵の購入を決意しました。被害をなくすための設置方法について、浜田市の鳥獣専門員と合同で座学研修と現地研修を行いました。現地研修では電気柵の近くにクマが登れる木などがないか、なるべく手間をかけずに管理できるか、などのポイントを確認しながら実際の設置ルートを検討しました。



生産者に説明する浜田市の鳥獣専門員



電気柵設置時の注意点を座学でおさらい

また6月17日には三隅町東平原の西条柿生産者に対して、農業振興部と合同で研修会を行いました。生産組合総会後の遅い時間からの開催となりましたが、出席者は電気柵を設置してクマ被害を防いでいるカキ園の事例等に耳を傾け、その効果を実感されたようでした。今後は農業振興部とさらに連携・協力して、モデルほ場において効果を実証する予定です。

どちらの地域でもツキノワグマの被害に遭うことなく安心して西条柿の生産ができるように支援していきたいと考えています。



浜田管内における鳥獣保護区等説明会を開催しました！

・今年から新たに指定される3カ所の指定区域について説明会を開催
 11月15日から設定されている狩猟期間（イノシシ・ニホンジカについては11月1日から）において一部狩猟を制限しその場所に生息する豊かな動植物を保護する目的、もしくは、その場所で暮らす人々の生活を静穏に保つ目的で指定されている鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、ヤマドリ捕獲禁止区域の指定に関する説明会を開催しました。

観音滝鳥獣保護区 令和4年6月2日（木） 18：00～ 江津市桜江町 鹿賀集会所	みやび湖特定猟具使用禁止区域（銃猟） 令和4年6月6日（月） 19：00～ 浜田市三隅支所 分館第1会議室	島の星ヤマドリ捕獲禁止区域 令和4年6月9日（木） 18：00～ 江津市役所 会議室3-1・3-2
--	---	---



説明会の様子(観音滝鳥獣保護区)



ヤマドリ

説明会では保護区等の指定に関し様々な意見が出ました。出席された方々には保護の重要性や指定予定区域の狩猟を制限する意義についてご理解頂き、全ての出席者から賛同を頂くことができました。

<鳥獣保護区とは？>

「鳥獣保護区」とは、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるもので、区域内では「狩猟」が禁止されます。この区域に指定されると当該区域における鳥獣の捕獲の取り扱いは以下のとおりとなります。

狩猟
有害鳥獣の捕獲等

全ての猟法で不可能

市町村の許可があれば可能

<特定猟具使用禁止区域とは？>

特定猟具（銃器）の使用に伴う危険を未然に防止するため、または指定区域の静穏を保つため、必要と認めた場合に知事は期間を定めて特定猟具使用禁止区域（銃猟）を設けることができます。

狩猟
有害鳥獣の捕獲等

指定の猟法で不可能(指定以外は可能)

市町村の許可があれば可能

<ヤマドリ捕獲禁止区域とは？>

ヤマドリ捕獲禁止区域は、減少の著しい狩猟鳥であるヤマドリの保護繁殖を図るために法律に基づいて、県が設定するものです。ヤマドリの捕獲禁止区域内では、ヤマドリの捕獲が禁止されますが、その他の狩猟鳥獣の捕獲には制限が及びません。

狩猟
有害鳥獣の捕獲等

猟法問わずヤマドリは捕獲禁止

市町村の許可があれば可能

TOPICS 3

山地災害防止キャンペーン期間に合わせて 治山施設を点検

6月22日（水）、邑智郡川本町川下地内において、治山施設点検を行いました。

5月20日～6月30日は山地災害防止キャンペーン期間として、全国的に山地災害を未然に防止する活動を積極的に実施することとされています。

当センターでは、このキャンペーン期間に合わせて、（一社）島根県森林協会及び島根県山地防災ヘルパーと合同で治山施設の点検を行いました。



谷止工（治山堰堤）の点検



土留工の点検中

この日の点検には、川本町役場や県央県土整備事務所からも担当者に参加いただき、治山施設ごとにクラックの有無や土砂の堆積状況などを目視で確認しました。

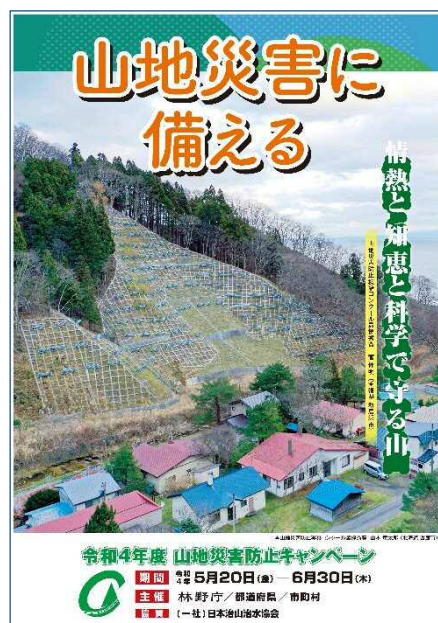
今回の点検では機能を低下させる大きな損傷などは確認されず、周辺森林にも倒木や落石の発生など目立った荒廃の兆候はありませんでした。

既存治山施設の長寿命化対策として、今後も計画的に治山施設の点検を進めていきます。

< 治山施設点検とは？ >

治山施設は山崩れや地すべり、土石流などから人家などを守るための施設で、溪流に設置される治山ダム、山腹に施工される法枠や土留め、落石防護柵などがあります。

治山施設点検とは、治山施設の健全度や施設周辺の森林の荒廃状況等を把握するために行う調査で、個別の施設ごとに約10年間に1度のペースで行っています。施設の劣化状況を把握し、維持管理・更新等を適切に実施することで、施設の長寿命化を目指します。



R4 キャンペーンポスター